

令和元年6月12日

令和元年度 嘉瀬川水系渇水調整協議会（第2回委員会）
－第3次合意事項についての要点等－

□委員会における合意事項

- 1) 嘉瀬川流域では、昨年からの少雨により、嘉瀬川の流況が厳しい状況となり、嘉瀬川ダム貯水量が著しく低下し、貯水率が20%を下回るおそれが生じているため、
 - ① 農水、上水、工水の取水を15%～20%程度制限する。ただし、かんがい期間においては、農業用水は自主節水を行うこととする。
- 2) 上記、取水制限及び不特定用水の放流量の減量は、6月13日10時から開始する。
- 3) 更なる節水等の実施、取水制限及び不特定用水の放流量の減量の解除等については委員会で決定する。

令和元年5月9日

令和元年度 嘉瀬川水系渇水調整協議会（第1回委員会）
－第2次合意事項についての要点等－

□委員会における合意事項

- 1) 嘉瀬川流域では、昨年からの少雨により、嘉瀬川の流況が厳しい状況となり、嘉瀬川ダム貯水量が著しく低下し、貯水率が30%を下回るおそれが生じているため、
 - ① 農水、上水、工水の取水を10%～50%程度制限する。ただし、かんがい期間においては、農業用水は自主節水を行うこととする。
- 2) 上記、取水制限及び不特定用水の放流量の減量は、5月10日10時から開始する。
- 3) 更なる節水等の実施、取水制限及び不特定用水の放流量の減量の解除等については委員会で決定する。

平成31年3月12日

平成30年度 嘉瀬川水系渇水調整協議会（第2回委員会）
－合意事項についての要点等－

1) 嘉瀬川流域では、昨年からの少雨により、嘉瀬川の流況が厳しい状況であり、嘉瀬川ダムの貯水量が低下していることから、今後の気象及び水利用の状況を踏まえ、

① 農水、上水、工水等の取水を

嘉瀬川ダム貯水量が50%程度以下となる恐れがある場合は5%～50%程度制限する。

2) 上記、取水制限は、3月13日10時より開始する。

3) 更なる節水の実施、取水制限の解除等については委員会等を招集して決定する。